

令和8年度 しずおか中部連携事業（焼津市ライトアップ・イルミネーション事業） 企画・運営業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度 しずおか中部連携事業（焼津市ライトアップ・イルミネーション事業）企画・運営業務委託

2 事業の目的

J R焼津駅南口駅前広場や焼津駅前通り商店街を中心とした焼津駅周辺でライトアップ・イルミネーション等（以下「イルミネーション等」という）を設置し、来街者を増加させ、にぎわいを創出する。

3 業務内容

- (1) J R焼津駅南口駅前広場への装飾を施したシンボルモニュメント設置
- (2) 点灯式の企画、運営
- (3) その他企画の実施
- (4) 広報媒体を活用した周知・広報活動
- (5) 事業実施後の評価や効果測定、検証
- (6) 各種許可及び使用申請等の手続き
- (7) 本業務全体の運営管理と実績報告

4 イルミネーション等の概要

- (1) テーマ 自由とするが、必ず企画提案書に記載すること。
- (2) 場 所
 - ・ J R焼津駅南口駅前広場
 - ・ 焼津駅周辺（焼津駅前通り商店街、小石川、ターントクルこども館などを含む別に示す区域内）
- (3) 日時等
 - ・ 令和8年11月19日から令和9年1月31日までとし、年末年始を含む、午後5時から午後10時を予定。
 - ・ イルミネーション等の点灯式は、令和8年11月19日（木）とする。

5 特記事項

- (1) J R焼津駅南口駅前広場への装飾を施したシンボルモニュメント（以下「モニュメント」という）設置について
 - ① 本事業を象徴するシンボリックなモニュメントを設置することとし、クリスマスツリー（原木ではなくイミテーション）以外の提案も可とする。
 - ② モニュメントの装飾は電飾を含むこと。また、点灯式から年内をクリスマス仕様、年明けから期間末までを新年の彩りを象徴する発光色とするなど、工夫をすること。なお、電飾はLEDを用いること。
 - ③ モニュメントの設置場所は屋外となるので、強風や雨対策を施すこと。
 - ④ モニュメントは設置箇所や安全対策を考慮した高さとし、企画提案書にモニュメントの高さを明記すること。
- (2) 点灯式の企画、運営
 - ① 点灯式は、イルミネーション等の実施日初日である令和8年11月19日（木）午後5時30分から行うものとする。
 - ② 点灯式は、原則、J R焼津駅南口駅前広場（シーガルブリッジを除く）で行うものとし、その企画内容や運営体制を提案すること。なお、運営については、委託者と協議のうえ詳細を調整・決定する。

- ③ 点灯式に必要な資材や音響設備などは受託者で準備すること。
- (3) その他(装飾、企画やイベント)について
- ① その他の装飾、企画やイベントについても企画提案書に具体的に記載すること。
- ② ターントクルこども館(以下「こども館」という)の装飾、企画やイベントに関しては、以下のことを遵守すること。
- ・装飾は、正面芝生広場の使用は不可とし、植栽、壁面及び手摺は可能とするが、最終的な装飾の実施については、こども館と協議し決定すること。
 - ・企画やイベントについても、こども館と協議し決定すること。
 - ・こども館来館者への十分な安全対策を講じること。
 - ・企画提案書の提出前のこども館への問合せは、商工観光課へ連絡すること。
- ③ 装飾については、点灯時や装飾のイメージ図など、平面配置図等の計画図(LEDの種類、使用予定電球数、消費電力等を表示)を作成すること。
- ④ 電飾を用いる場合は、全てLEDとすること。
- ⑤ イルミネーション等に用いる電源は、仮設電源を設置することとし、電源引き込み費用及び電気料は提案内経費に含むものとする。なお、企画提案書に仮設配線概要図を添付すること。
- (補足事項)
- ・焼津駅前通り商店街のアーケード部分について、電源はあるが、電源位置、アンペア容量、電気料金などは別に焼津駅前通り商店街振興組合と協議が必要となる。また、同商店街は無電柱化しており、C.C. BOXからの引き込みとなるため、中部電力との協議が必要となる。
 - ・こども館の屋外にある電源を使用する場合は、同館との協議が必要となる。
- ⑥ 本業務によって作成された装飾、企画やイベントのデザインに関する著作権等無体財産権は、全て焼津市に帰属するものとする。
- ⑦ JR焼津駅南口駅前広場以外の場所にもイルミネーション等を設置する場合は、JR焼津駅南口(駅前広場及びシーガルブリッジ)に案内板等を設置するほか、回遊性を促す企画やイベントを実施するようにすること。
- ⑧ 演出内容(位置、高さ、色彩等)は、歩行者通行や自動車交通の支障とならないよう配慮すること。
- 現地を調査し、関係機関と事前協議を行い、必要な許可を受けること。
- ⑨ イルミネーション等の点灯期間中は、適切な保守管理に努めること。
- ⑩ 自動点灯にするためにタイマースイッチの設置を行い、電球切れや故障等のトラブル発生時には、復旧等の迅速な対応を行うこと。上記(1)モニュメントの装飾も同様とする。
- ⑪ 機材等の盗難、破損防止及び落下等による来場者等の被害防止のため、十分な安全対策を講じること。
- ⑫ 本業務において、事故が発生した場合には、速やかに焼津市に報告するとともに、受託者において対応すること。
- ⑬ 撤去は、点灯期間が終了した翌日以降に行い、原状復帰に努めること。
- ⑭ 受託者は本業務とは別途、企業等からの協賛によりイルミネーション装飾等を設置すること(協賛装飾)を可能とするが、このことに関する業務や費用については、この委託業務の範囲外とし、また、必要な許可等は受託者において取得すること。なお、設置にかかる費用や一般管理費等を除く協賛による収入は、令和8年度しずおか中部連携事業(焼津市ライトアップ・イルミネーション事業)の充実に充てること。協賛装飾にかかる設置位置等については、あらかじめ委託者と協議すること。
- (4) 広報媒体を活用した周知・広報活動
- ① 事業の目的に沿った周知を行うため、プレスリリース等の広報活動や、テレビ、新聞等メディアの誘致を積極的に図り、本取組の広報効果を最大限高めるとともに、SNS

- 等を活用し、事業の実施告知の最大化を図ること。
- ② 広報については、媒体を限定せず様々な周知により、焼津市民の目に触れるよう努めること。
- ③ イベント告知用ウェブサイトを作成する場合は、データ一式を納品すること。条件は以下のとおりとする。
- ア 点灯式や点灯期間、点灯場所、見どころや、実施イベント情報等、必要と考える情報を掲載すること。
- イ 公開は委託者が管理する公開サーバーにFTPにて公開することによって行う。(URLは「<https://www.city.yaizu.lg.jp/illumination/>」を予定。)
※illumination/部分については協議により決定。
- ウ サイト構築に当たっては、サイト構築前に1回以上、市ホームページ担当課との協議を行うこと。
- エ サイトデータは、データベース(MySQL等)を使用しない静的ファイルとし、そのままFTPでアップロード可能な形式で納品すること。
- オ サイトコンテンツは別紙の基準をある程度満たす内容で制作することとし、各項目の適合有無を記入したリストを委託者に提出すること。
- カ 受託者はサイト作成に当たり、納品日の3週間前までにデモサイト等により委託者にデザインや内容の確認を行うこと。
- キ 作成する全ページのhtmlに、市で運用するGoogle Analyticsの計測用タグを記述すること。なお、計測用タグに必要なスクリプトは別途指定する。
- ク 委託者から指示があった場合は、サイトに、指定する市共通ヘッダーやフッターの実装を行うこと。なお、必要なスクリプト等は別途指定する。
- ケ 委託者から内容・表記等に修正の指示があった場合は、指示に従い修正を行うこと。
- コ 公開期間は令和8年10月下旬頃～令和9年1月下旬頃(予定)とする。
※詳細日程については協議により決定する。
- サ サイト公開後に内容に更新がある場合は、都度修正データを作成し納品すること(更新回数は5回以内を目安とする)。
- シ 納品データはサイト反映日の前々日の開庁日正午までに委託者に納品すること。
- ④ 各種デザインやチラシ、ポスターには、JR沿線の中部4市(静岡市、島田市、藤枝市及び焼津市)連携事業であることがわかるよう「しずおか中部連携中枢都市圏ビジョン掲載事業(静岡市・焼津市・藤枝市・島田市)」の表記をすること。
- ⑤ チラシやポスターなどを用いる場合は、環境に配慮した紙・インク等を使用すること。
- ⑥ 広報活動に伴う告知日等の決定は、委託者と協議のうえ実施すること。
- (5) 事業実施後の評価や効果測定、検証等について
- ① 本事業実施に係る評価や効果測定、検証を行うこと。提案書には、その内容や方法を記載すること。
- ② 事業完了の際の完了報告書には、本事業実施後の評価や効果測定、検証などを行った結果を記載し、提出すること。
- (6) 各種許可・使用申請等の手続き
- ① 本業務に係る各種許可及び使用申請等の手続きを行うこと。
- ② 申請等に係る手数料や書類作成費用は委託費に含むものとする。
- (7) 本業務全体の運営管理と実績報告
- ① 業務実施体制、連絡調整体制、配置予定者及び実施スケジュールなどの実施計画書を定め、全体の運営管理に努めること。
- ② 本業務終了後20日以内に、完了報告書及び映像記録(写真等)を作成し、提出すること。

6 不測の事態に係る対応

悪天候や地震等の災害や不測の事態によりイベント等を中止するなど、委託内容に変更が生じる場合は、委託者と受託者との協議のうえ、対応を決定する。

7 その他


- ・ 本事業の実施にあたっては、「2 事業の目的」に照らし合わせ、その効果を最大限発揮するよう努めること。
- ・ 企画内容について、関係法令の適合性、法令に基づく届出・許可申請等（建築確認申請等）の要否などについてあらかじめ確認をおこない、実現可能な提案をすること。
- ・ 提案された企画書に基づき、受託者は実施内容を委託者と十分協議し、運営業務を行うものとする。「運営業務を行う」とは、委託者と連携し、運営、救護、緊急時の対応、異常気象等への事前対策・発生時の措置など本業務の運営に関わる全てを総括することであり、会場の運営責任を負うことを意味する。
- ・ 本仕様書は、業務委託条件の概要を示すものであり、ここに記載のない事項であっても、委託業務に附随して当然必要と認められるものについては、委託料の範囲で実施すること。
- ・ 上記に示すもののほか、本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者との協議のうえ決定する。

アクセシビリティ・機械判読の標準一覧

別紙

基準：JIS X 8341-3:2016の適合レベルA以上を達成を目指すこと

<https://waic.jp/resource/jis-x-8341-3-2016/>

チェックリスト Ver1.0		適合有無
1	機種依存文字を使っていないこと (「①②③」や「TEL」、「☎」、「m」など)	
2	全角スペースを使っていないこと	
3	時間表記を「:」「:」で区切っていないこと (「20:00」→「午後8時」)	
4	日付表記を「/」や「-」などの記号で区切っていないこと (「2026/4/1」→「2026年4月1日」)	
5	曜日表示記(「(水)」→「(水曜日)」)	
6	英数字に全角を使っていないこと(「第15回」→「第15回」)	
7	半角カナを使っていないこと(「コンール」→「コンクール」)	
8	ハイパーリンクテキスト部分だけで飛び先が分かること (「こちら」「詳しくはこちら」へのハイパーリンクはNG)	
9	画像代替テキストだけで、画像が何たるか理解できること	
10	画像代替テキストとキャプション文字列が同一でないこと	
11	代替テキストと画像が示す意味が合致していること	
12	見た目を整えるために半角スペースを使っていないこと(欧文中の半角スペースは除く)	
13	テーブル構造に適切な見出し行または見出し列が設定されていること	
14	見出しタグと本文で構成されるW3Cで定められた適切なHTMLコードであること	
15	ページ内の重要項目について、PDFではなくHTMLで表現されていること	
16	背景色と文字色のコントラストについて、4.5:1以上を確保すること	
17	アニメーションなどの動きのある表現を用いる場合、閲覧者側で止める仕組みを実装すること	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 原則、全て「適合」となることを目指すこと。 (「障害者差別解消法」および「総務省アクセシビリティガイドライン」等も参照。 </div> 		
18	上記のほかに、次の一覧に可能な限り、準拠すること。 (URL: https://waic.jp/files/cheatsheet/waic_jis-x-8341-3_cheatsheet_201812.pdf)	